貨物運送基本契約書

〇〇株式会社（以下、「甲」という。）と△△株式会社（以下、「乙」という。）は甲の指定する貨物運送に関し、以下の通り契約を締結する。

第１条（目的）
甲は乙に、甲の指定する貨物の運送業務（以下、「本件業務」という。）を委託し、その対価として所定の運賃・料金を乙に支払うことを約し、乙は甲の委託の趣旨に従い本件業務を忠実に履行することを約すものである。

第２条（業務の範囲）
甲が乙に委託する業務は次の通りとする。
①　甲の指定する貨物を甲の物流センターから甲指定の倉庫への運送する業務
②　前号に定める業務に附帯する業務

第３条（運賃・料金、燃料サーチャージ、附帯作業料金等の諸費用）
甲の本件業務にかかる運賃・料金、燃料サーチャージ、附帯作業料金等の諸費用は、甲乙協議し、別紙「覚書」の運賃・料金表により定める。

第４条（運賃・料金の改定）
運賃・料金は、契約期間中でも、燃料の高騰、公租公課の変更、消費税の見直しなどその他の理由から不相当となったときは、甲乙協議のうえ改定することができる。

第５条（支払方法）
乙は第３条に定める運賃・料金を毎月〇日をもって締切り、翌月〇日までに甲に消費税８％を加算して請求書を発出し、甲は翌月〇日までに乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。ただし、指定日が金融機関休業日の場合は翌営業日とする。尚、振込手数料は甲の負担とする。

第６条（運送状と運送引受書）
甲が乙に貨物運送を依頼する場合、出発時間、到着時間、到着場所、車両等がその都度変更になるため、貨物運送の依頼をする際には「運送状」を発出し、それに対して乙は甲に対して運送引受書を発出するものとする。

第７条（善管注意義務、機密保持）
乙は本件業務の実施にあたって、善良なる管理者の注意義務をもって業務を遂行するものとする。
甲および乙は、本件業務を遂行するうえで知り得た相手方の秘密を、本契約期間中はもちろん、終了後〇年間においては第三者に漏らしてはならない。

第８条（権利譲渡の禁止）
甲および乙は、本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡してはならない。

第９条（事故発生の通知）
乙は、次の事態が発生した場合には直ちにその状況を甲に連絡しその指示を受けるものとする。
①　甲の貨物が滅失・毀損、その他の異常を発見したとき。
②　運送業務中、交通事故、天候等により到着時刻が予定時刻より遅れるとき。

第１０条（遵守事項）
乙は、甲の経営理念を理解し、甲の方針及び甲の依頼内容を遵守し、甲の信用を損なわないように誠実に業務を行わなければならない。

第１１条（損害賠償）
本件業務遂行中に、乙の故意または過失により商品に汚損、毀損および紛失などの損害を甲に与えた場合は、乙は、貨物の原価を限度とし、その損害を賠償する。（但し、直接損害に限る。）
２　乙が本件業務遂行中に、乙または乙の従業員の故意または過失により甲に対し損害を与えた場合は、

貨物運送の基本契約書（例）

標準貨物自動車運送約款（又は関連法令）に基づき、その損害賠償の責を負うものとする。
３　乙は、交通渋滞、道路工事、出発時間の遅延等の自己の責に帰する事のできない事由、または天災地変などにより、本件業務を遂行することができなかった場合に生じた損害については、免責されるものとする。

第１２条（労働災害）
本件業務上に於いて、乙の従業員が人身上の傷害（死亡を含む）を受けた場合については、乙が一切の解決を図るものとし、甲はその責を負わないものとする。

第１３条（交通事故）
本件業務上で発生した交通事故については、乙が責任をもって処理するものとし、甲はその責を負わないものとする。なお、甲が安全運行が確保できない運送条件を提示し、交通事故を惹起した場合には、その因果関係を調査し、適切な対応を図るものとする。

第１４条（再委託）
乙は本件業務を遂行するため、委託業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、予め甲に届け出て、甲の書面による承認を得るものとする。但し、甲は、本件委託業務の全部または一部を、乙が株式会社××へ再委託することについては、あらかじめ承認するものとする。

第１５条（契約期間）
本契約の有効期間は、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までとする。ただし、期間満了の６か月前までに双方より書類による別段の意思表示がないときは、本契約は同一条件にて更に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

第１６条（中途解約）
甲および乙は本契約期間中であっても、正当な理由のある場合、相手方への文書による６か月前の予告により、本契約を解約することができる。なお、乙が甲の求めに応じて造作した設備、貨物車の塗装等の費用がある場合には、甲は乙に契約期間に応じて違約金を支払うものとする。

第１７条（契約の解除）
甲および乙は相手方が通知・催告をしても改善されないときは、直らに本契約の全部または一部を解除できるものとし、かつ、これによって被った損害の賠償請求をすることができる。

第１８条（契約の定めのない事項）
本契約に定めなき事項、及び疑義を生じた事項については標準貨物自動車運送約款、トラック運送業における書面化ガイドライン（国土交通省）等に従い、甲乙ともに誠意を持って協議の上決定する。

第１９条（管轄裁判所）
甲および乙は、本契約等に関する一切の訴訟については、甲の本店所在地を管轄する〇〇地方裁判所を管轄裁判所とすることを合意する。

以上、本契約の締結を証するため本契約書２通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自１通を保有するものとする。

平成〇〇年〇月〇日

甲
住　所

名　称　　印

乙
住　所

名　称　　印